

新町川水辺空間利活用推進業務 仕様書

1 委託業務名

新町川水辺空間利活用推進業務

2 業務目的

新町川は、水面に近い遊歩道から青石護岸や多種多様な橋りょうを眺めることができ、阿波おどりははじめとする各種イベントのほか、ひょうたん島周遊船やSUP等の水上アクティビティが行われるなど、県民に広く親しまれている河川空間である。

一方、新町川沿いの水辺空間においては、日中の滞在性向上や県民が新町川の魅力に改めて目を向ける機会の提供、新町橋周辺からかちどき橋方面に至る広域的な回遊の促進など、更なる活用の余地が残されている。

本業務は、徳島駅周辺におけるウォーカブルな空間づくりの要となる新町川において、水辺の魅力を生かしたにぎわいを創出するため、回遊性を高め、新町橋周辺からかちどき橋方面への人流の促進を図る社会実験を実施するものである。本社会実験を通じて、歩行者の回遊状況や施設の利用状況を調査し、今後の水辺空間の利活用推進に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

4 業務の対象区域

こども交通公園（徳島県新町川公園）及び徳島県幸町駐車場を対象区域として社会実験を実施することとするが、新町川水辺空間及びその他新町川沿い公共空間の活用について提案しても良い。こども交通公園（徳島県新町川公園）及び徳島県幸町駐車場の活用可能な範囲は、県が別途提示する範囲図による。

5 業務内容

受託者は、次の各業務を実施する。実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係する他の事業者等と必要な調整を行った上で実施すること。

- ・仮設設備の設置及び運営に関する業務
- ・イベントの企画運営に関する業務
- ・広報に関する業務
- ・記録に関する業務
- ・効果測定に関する業務
- ・成果品の作成に関する業務

以下、各業務の内容を示す。ただし、規模、構造、意匠、実施手法等の詳細については、業務目的に沿う範囲において、提案によることを妨げない。

(1) 仮設設備の設置及び運営に関する業務

ア 設備の概要

利用者が自由に滞在でき、飲食や休憩等水辺を眺めながら過ごせるスペースを仮設設備として配置する。設置する期間や場所等は次の内容を想定している。

- ・ 期間：2週間程度
- ・ 場所：こども交通公園（徳島県新町川公園）の護岸付近とする
- ・ 規模：幅20m程度、奥行3m程度
- ・ その他：高さは椅子着座時に、新町川を一望できる程度
- ・ テーブル、椅子、パラソル等の設置
- ・ 詳細な設置期間や位置は、県と協議の上決定する。

イ 遵守事項

仮設設備の設置及び運営に当たっては、次の事項を遵守すること。

- ・ 社会実験終了後における使用施設及び周辺施設の利用に支障を与えないこと。
- ・ 既存施設の利用、河川管理上の支障及び歩行者動線の確保に配慮すること。
- ・ 構造安全性を確保し、県が求める場合は構造計算その他安全性を証する資料を提出すること。
- ・ 必要に応じて転落防止柵の設置等の転落防止措置を講じること。
- ・ 避難動線を確保するとともに、イベント実施時には緊急時に利用者等が速やかに避難できる措置を講じること。
- ・ 強風時における転倒及び飛散を防止する対策を講じること。
- ・ 設置期間中におけるイベント実施時以外の夜間及び無人時の管理体制を整備すること。
- ・ 設備の設置及び運営に当たり、施設賠償責任保険その他必要な保険に加入すること。
- ・ 河川法、建築基準法その他関係法令等に基づき必要となる許認可等の手続を受託者の責任において行うこと。手続に要する費用は委託料に含むものとする。特に、こども交通公園（徳島県新町川公園）においては、都市公園法及び徳島県都市公園条例に基づき、必要な占用手続き等を行うとともに、指定管理者と事業実施に係る調整を行うこと。また、徳島県幸町駐車場においては、徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例により目的外使用が認められないことから、同駐車場の管理運営に関する基本協定を締結している指定管理者を通じて、目的外使用に係る申請を行い、徳島県の許可を得ること。
- ・ 設備の設置期間中、日常点検、清掃及び維持管理を行うこと。
- ・ 破損又は故障等が生じた場合は、速やかに修理その他必要な措置を講じること。

ウ 撤去及び原状回復

設備の設置期間終了後、速やかに設備を撤去し、原状回復を行うこと。

(2) イベントの企画運営に関する業務

次に示す条件を踏まえて業務目的に沿ったイベントを企画し、運営すること。なお、近隣イベントとの相乗効果が得られ、こども交通公園（徳島県新町川公園）から徳島県幸町駐車場への回遊性が高まる内容を企画すること。

ア 条件

会場：「4 業務の対象区域」に記載のとおり。

時期：「(1) ア 設備の概要」の期間内に2日以上実施すること。

こども交通公園（徳島県新町川公園）と徳島県幸町駐車場においてイベントを同時期に開催すること。

時間：午前10時から午後5時まで（提案による変更は差し支えないが、夜間の利用は想定しない。）

コンテンツ：社会実験を通じて利用者が水辺に近づき、新町川の魅力を体感できるコンテンツを検討すること。

イ 共通業務

・実施方針及び基本計画の策定

業務目的に沿った実施方針及び基本計画を策定すること。

・県担当者との協議

県担当者と定期的に打合せを行うこと。また、県担当者が必要と判断したときは、速やかに来庁等の上、打合せを実施できる体制を確保すること。

・会場使用計画（レイアウト）の策定

会場使用計画を策定し、イベント開催に必要な資器材一式を設営すること。会場使用に係る費用は委託料に含むものとする。

・連絡調整

会場の事前準備及び設営に係る関係団体並びに必要なに応じて周辺住民等との連絡調整を行うこと。

・会場の設営、運営及び原状回復

会場の設営及び運営を行い、イベント終了後は原状回復を行うこと。

・機材の手配等

音響機器、映像機器その他イベントに必要な機器の手配、設営及び撤去を行うこと。機器の設置に当たっては、あらかじめ接続及び動作確認を行った上で設営を完了すること。

・トラブル対応体制

資器材及び機器等の故障等に備え、速やかに修理又は代替機を準備できる体制を整備し、イベントの進行に支障が生じないようにすること。

・会場備品等の活用

会場の設備及び備品等で利用可能なものは活用してよいものとするが、利用者の安全性及び快適性を十分考慮の上、その適否を判断すること。

- ・会場装飾の企画及び運営を行うこと。

(3) 広報に関する業務

ア 広報物のデザイン

- ・チラシ等の広報物及び専用ウェブサイトを作成する場合のデザインを行うこと。
- ・デザインデータは、県が加工・編集できる形式 (Illustrator 形式) 及び P D F 形式で納品すること。ウェブサイトのデザインを作成する場合は、J P E G 又は P N G 形式で納品すること。

イ 広報の実施

イベントの周知及び集客（ウェブを含む。）に必要な広報を行うこと。広報の提案には、水辺空間の魅力向上に資する内容を含むこと。

(4) 記録に関する業務

イベント及び仮設設備の利用状況について、写真その他の方法により記録すること。写真の画素数は 2,481×3,507 以上とすること。

(5) 効果測定に関する業務

ア 測定内容

次の事項について測定すること。

- ・来場者数
- ・利用者属性
- ・仮設設備の利用人数
- ・仮設設備の利用率
- ・利用時間帯
- ・利用形態（休憩・飲食等）
- ・新町橋周辺から社会実験実施箇所までの回遊状況

イ 測定方法

可能な範囲で行動観察、利用状況調査及び滞在状況の記録により実施すること。

(6) 成果品の作成に関する業務

受託者は、次の成果品を提出すること。

- ・業務計画書
- ・会場レイアウト
- ・実施運営マニュアル
- ・広報物データ
- ・写真記録
- ・利用状況及び滞在状況の分析結果

- ・社会実験報告書（社会実験の結果及び運営上の課題等を踏まえ、利用状況及び利用者ニーズを取りまとめたもの）
- ・見積根拠及び支出関係書類

6 中止及び変更の取扱い

- ・荒天、河川増水、災害、警報の発表、施設の使用制限その他県及び受託者双方の責によらない事由により、業務内容の全部又は一部を中止又は変更する場合がある。この場合における実施の可否及び代替日程の要否等については、県と受託者が協議の上決定する。
- ・中止又は変更に伴い委託料の変更が必要となる場合は、県と受託者が協議の上決定する。

7 特記事項

- ・見積費用には施設使用料を含むこと。
- ・本業務の実施内容は、県と十分に協議しながら進めることとする。
- ・県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- ・本業務に必要な物品及び役務については、県内事業者から優先して調達するよう努めること。
- ・イベントの調整等により想定人数等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- ・業務内容の変更等に伴う仕様及び委託料の変更については、必要に応じて県と協議の上対応すること。
- ・業務の遂行に当たり発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。ただし、県の責めに帰すべき事由により生じた損害については県が負担するものとし、負担割合は県と受託者の協議により決定する。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了又は契約解除後についても同様とする。
- ・成果品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果品引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- ・イベントで使用する音楽、写真、映像、テキスト等の著作物については、著作権を適切に管理し、無断使用又は権利侵害が生じないようにすること。第三者の著作物を使用する場合は、あらかじめ著作権者の使用許諾を取得し、その証明書類を県に提出すること。
- ・関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- ・業務計画書の記載事項を変更する必要があるときは、県にその旨を届け出て、県の指示に従うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。
- ・本業務の実施に必要な資料、画像、映像等について、県から受託者に提供することがある。受託者は当該資料等を責任をもって管理するとともに、返却を要するものについては、業務完了後、速やかに返却すること。
- ・委託料は、受託者から提出された実績報告書に基づき、県が必要に応じて調査を行った上で、契約金額の範囲内で実際に支出を要したと認められる費用の合計額により確定する。このため、全ての支出について、収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を整備すること。当該証拠書類

は、令和14年3月31日まで保存すること。支出額及び内容については厳格に審査し、これを満たさない経費は支払額の対象外となる場合がある。

- ・提案内容の全てについて実施を確約するものではなく、内容については県と受託者双方で調整の上、実施することとする。また、感染症の発生その他社会情勢の変化等により事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者が協議の上、随時対応する。
- ・来場者及び出展者への対応、会場の安全管理等を行うこと。
- ・社会実験中に事故が発生した場合の緊急時対応計画及び緊急連絡先を作成し、関係者に周知を図ること。
- ・会場準備及び撤去時、社会実験期間中に事故が発生した場合は直ちに県担当者へ連絡すること。
- ・図面が必要な場合は、参加申込書締切日以降に県から応募者へ提供する。